

議案第 3 号

事務分掌の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について

事務分掌の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

---

平成 29 年 4 月 28 日 提出  
木古内町長 大森 伊佐緒

事務分掌の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例

(木古内町課設置条例の一部を改正する条例)

第1条 木古内町課設置条例（平成18年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中カを削り、キをカとし、同条第7号に次のように加える。

ク 都市計画に関すること。

(木古内町都市計画審議会条例の一部を改正する条例)

第2条 木古内町都市計画審議会条例（平成14年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条中「まちづくり新幹線課」を「建設水道課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。